議案第12号

大野市教育環境調査研究委員会設置要綱案

令和4年3月28日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

大野市における児童生徒の教育環境の向上に向け、児童生徒数の推移や教育環境の現状、教育制度改革の動向等を調査研究するに当たり調査研究委員会を設置する必要があるため

大野市教育環境調査研究委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

大野市教育委員会

大野市教育環境調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市における児童生徒の教育環境の向上に向け、児童生徒数の推移や教育環境の現状、教育制度改革の動向等の調査研究を目的に、大野市教育環境調査研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究し、教育委員会に報告するものとする。
 - (1) 児童生徒数の推移や教育環境の現状、教育制度改革の動向等の調査研究に関すること。
 - (2) 児童生徒の教育環境の向上に関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、教育環境の向上に資すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 学校教育関係者
 - (3) 関係団体の長又はその推薦を受けた者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項の調査研究及び報告が 終了するまでの間とする。 (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない ときは、教育委員会が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見 を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長、副委員長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 2 前項ただし書の委員長、副委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可 否を決しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(傍聴)

第9条 会議の傍聴については、教育委員会が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育 委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。